

令和 8 年第 2 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 8 年 2 月 9 日
筑紫野市役所 506 会議室

1 開会日時及び場所 令和8年2月9日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和8年2月9日 午後3時45分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

平山初枝、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、米元義広、渡邊茂樹、坂井千代子

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

神崎光成、天本京子

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 41号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 42号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 43号 会長、職務代理者が一時的に欠けた場合の定例会等の運営について

農政

議案第 23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

令和8年第2回筑紫野市農業委員会定例会

○副会長：それでは、すみません。ちょっと早いですが、今日の出席を予定されている方は全員来ていただいていますので、時間前ではありますが進めさせていただきたいと思います。

今日も会長に代わりまして、職務代理者の□□のほうから進めさせていただきます。

今日の委員の欠席は、1番委員の天本委員が欠席ということになっております。

それでは、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催します。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、5番委員檜木氏、7番委員、中山氏を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いします。

お手元に事前に配付いたしております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めます。当日差し替え分ということで定例会の議題が変わっておりますので、右上に「当日差替分」というのがございますので、これに基づいて進めてまいります。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）についてに関する件を報告いたします。

報告第41号、議案書のとおり、農地の権利移動が2件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1。届出者、太宰府市□□、□□外1名。届出地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田1,334平米、合計1,334平米。届出事由は相続。備考欄にありますあっせん希望につきましては、なしでございました。

続けて、2番。届出者、北九州市□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地目、地積に関しましては、畑3,426平米、合計3,426平米でございます。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についてに関する件を報告いたします。

報告第42号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、北九州市□□、□□、今□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑1,885平米、合計1,885平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地分譲、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間につきましては令和8年1月31日から令和8年4月30日までとなっています。受付月日は令和7年12月23日ございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、議案第42号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員に説明をお願いいたします。

○委員：1番。譲受人、住所・氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田162平米。申請の理由、相手方要望、契約内容は贈与です。

譲受人の□□さんは譲渡人□□さんの弟さんということで、今度会社を退職するに当たってちょっと時間ができたということで、お兄さんから、この土地ですね、場所のほうですけれども、地図の4ページを見ていただきますと、□□のある道路をずっと南に進んで、最初の信号を東に入って、踏切を渡って南側にある、東側ですかね、にある民家に附属した土地なんですけれども、お兄さんから土地を譲り受けて、そこで今まで水田として使われていたところを畑として利用するということでした。畑の栽培に関しては、お兄さんに聞いたりしながら畑のほうはやっていくということで、ゆめ畑なんかの出荷も計画的にしていきたいというお話でした。地域のほうで定期的に行われる水路掃除や除草作業にも参加して、周囲の農家として協力して用水路等の管理もしていくということでしたので、問題ないかと思います。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○副会長：では、1番について事務局から何か補足はありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のな

いは方挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第43号、会長、職務代理者が一時的に欠けた場合の定例会等の運営についての件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：本日、当日配付資料としてお配りしました議案第43号の説明をさせていただきます。

本日の定例会についても、会長のほうが入院中であるため、職務代理者の□□委員に総会の議長を務めていただいているところです。ところが、今後何が起こるか分かりませんし、会長と職務代理者が一時的に欠けた場合、誰が農業委員会の議長をするかということ具体的に決めておいたほうがよいことから、審議していただきたいと思います。

「農業委員会の運営実務」の表紙をめくって、1枚目ですけど、こちらの解説書のほうに、参考までに資料をつけさせていただいております。次のページに問156があるかと思いますが、そちらをまず読み上げます。「問156 会長、会長職務代理者ともに何らかの理由により一時的に欠けた場合の総会等の運営は、具体的にどのようにすべきですか」という問いに対して、答えは「年長の出席委員が臨時に議長の職務を行い、速やかに仮議長を選任することが考えられます」というふうに書いてあります。あと、続けて解説に、あらかじめ規則に規定しておくことが望ましいというふうに書いてあるんですけども、筑紫野市の農業委員会会議規則のほうにはこちらの記載がないために、本日の議題としてお諮りしたいというふうに思っております。

次に、回答の中に書いてありました、「年長の出席委員が臨時に議長の職務を行い」というふうにありますけども、具体的にどういうふうになるかということを説明します。年齢順でいきますと、会長・職務代理者を除いて農業委員10名を年齢順にしますと、年長の方は7番の□□委員、続いて4番□□委員、それから3番目が8番委員の□□委員、その次が5番□□委員で、ここまで来るか分かりませんが、5番目が1番委員の□□委員の順番になります。年齢順でいきますと。ですので、当日の出席状況を見ながら仮の議長を選任することになりますので、以上のような形で、もし職務代理者の□□委員が出席できない場合には、こういった形で議長を務めていただくということになりますので、その点を御審議いただきたいと思います。

以上です。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

要は、私が倒れてここに出席できないときは、誰が議長をするかというのを規定してください。それは一応、凡例じゃなくて、規定していないものですから、全国農業会議所、全国この定例会があっていますから、そのときは農業委員の中の、一応年長者が臨時に議長の職務を行うこ

とになっているということでございますので、その方向で。だから、今日は決議をしていただきたい。採決を後で採りますけど、私がよろとなった場合には□□さんに議長を務めていただくということの提案でございますので、回りくどく言われたけど、そういうことです。いいですかね。

はい。

○委員：何かそれは、マニュアルみたいなものは、何か……、進行するに当たって。

○副会長：それは、ここにマニュアルは、ぱっとありますので。

○委員：ありますか。

○副会長：事務局でいつも……、私も偉そうに言っていますが、ちゃんとあります。ぴしっとしたマニュアルというか定型版がありますので、それに基づいて。事前にちょっと打合せしないといけないこともありますけどね。

ということで、今言いましたとおり、会長、それから会長職務代理者が不在の場合には年長の委員さんということで、その次は□□委員さんに議長の職務を行っていただくということについて、採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。□□委員さん、またその折には。元気ですけど……。

○委員：分かりました。

○副会長：よろしくお願いします。御異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。

それで、会長の状況がどうかというのが皆さん御心配だと思うので。今、一度手術をされて、会話が出来る状態になっているということなので、あした、事務局と私で本人に、お見舞いと言ったらいけないですけど、面談をしに行くようにしています。その中で……、これは一番最後に言いましょう、議案じゃないので。それで、皆さん方に、またその関係をおつなぎいたしますのでですね。本人自体もかなり心配をしておられますけど、もう2か月経過しているものですから、健康というか、元に戻ってもらうのが一番我々は理想形ですので、ちょっとその辺の状況も見てまいりますので、皆さんにそのことについて、おつなぎをしておきたいと思います。

それでは、続いて農政議案の審議を行います。

議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についてに関する件を議題といたします。

農政担当者に説明をお願いします。

○事務局：こちらも議案に入る前に、当日差し替え分がございます。1枚紙のこちらを御覧ください。

こちらにつきましては、当初、申請が□□さんと□□さんのほうにあっていたんですけども、委員会の日までに□□さんのほうが亡くなられたというところで、一旦保留というところで下げがっておりますので、今回差し替えがっております。今回、今からの議案につきましては、こちらの当日差し替え分のほうを御覧ください。

それでは、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号8-02-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□番地。借受人氏名、□□。借受人住所、□□番地。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、3,551平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和8年6月11日。終了の時期、令和28年6月10日。期間、20年。10アール当たりの賃借につきましては、玄米50キログラムです。備考、新規、中間管理機構となっております。

今回はこちらの1件となっております。新規1件。筆数としましては、新規の1筆。面積の合計は、3,551平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長：本件に対する御意見のある方はお願いします。

前の人、□□さんは亡くなられたんですか。

○事務局：はい。ということで、□□さんのほうから……

○副会長：下げがあったということですか。

○事務局：保留ということで。

○副会長：保留ですか。

○事務局：後々また申請者の方が替わって出される可能性が高いんですけども、今の時点では一旦見送ると、今月の議案としては見送るということでしたので。

○副会長：はい。

どうぞ。

○推進委員：20年というのはやっぱりあるんですかね、期間が。ちょっと長い……

○事務局：長いですけども、お互い合意の下で、そこは……

○推進委員：幾つぐらいですか、借りられる方の年齢は。

○事務局：借りられる方は、そうですね、たしか□□の方ですね。子供さんもこれから農業に参加されるという形ですので、恐らくそこは、経営形態は、もしかしたら20年もすれば変わっている可能性がありますけれども、今の形としては20年継続して契約を行うということで、お互い合意の下です。

○推進委員：反対じゃないんですけども、ほかのケースというのは5年とか、長くても10年じゃないですか。大体、今まで私が参加していろいろ見たんですけども、20年というのは今回初めてじゃないかとちょっと思いましたので、質問させていただきました。

○副会長：今言われたとおり、長くても10年が、今まで売手貸手の場合には多かったと思います。しかし、20年もあり得るわけですね。

○事務局：そうですね。確かに長いですが、20年という契約の仕方は可能です。

○副会長：ということですが、もっと深掘りしておかないといけないですかね。20年……。ちょっと何か書いておかなければいけないとか。

○□□委員：途中で亡くなったりしたらどうなるんですか。亡くなられた場合ですね、どちらかが。

○事務局：その場合、やはり契約をし直すということになると思います。

○委員：そうですね。だから、やっぱり時期をちょっとね。

○副会長：だから、双方の合意による契約ですから、それは何が起こるか分かりませんのですね。

○委員：ですね。

○副会長：だから、それはもう承知の上じゃないかと思います。20年もすれば、事はどうなっているか分かりませんが。

○委員：先はもう見えないです。

○委員：10年でも20年でも一緒……

○副会長：一緒です。

○委員：普通は10年やった後、延長に……

○副会長：もう5年でも10年でも20年でも一緒なんですよ。先のことは分からない。

そういうことですので、□□委員さん。

○推進委員：いや、私はただ、疑問に……

○副会長：心配していただく……

○推進委員：駄目だとは言っていない。ただ、ここに田んぼを持ってある周りの方がいろいろ、あぜ草刈りとかいろいろ管理があるじゃないですか。そしたら、20年間も、じゃあ、おまえするのかって、私だったら言われそうな気がしたもので、それだけです。何も反対とか、当事者間同士で話がついておけば、そんなに私は目くじらを立てることではないと思うんですけども。

以上です。

○副会長：ありがとうございます。

それでは、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ほかに何か、事務局は議案としてはないですか。

○事務局：議案はもう終わりです。

○副会長：いいですね。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。ありがとうございました。